

【情報館】●特にお知らせのものは6月2日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

# お知らせ

## 私立幼稚園就園奨励費補助金

対象 私立幼稚園等に通園している園児の保護者で、市内に住所を有し、今年度の市税が次の①から③のいずれかに該当する世帯(同一世帯で2人以上の所得がある場合は、全員の市民税所得割額を合わせた額を対象)

- ①市民税が非課税となる世帯および生活保護を受けている世帯
- ②市民税の所得割額が非課税となる世帯(均等割のみ課税)
- ③市民税の所得割額が183,000円以下の世帯

◎市民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除適用前の額とします。  
書類の配布 6月上旬に通園先の幼稚園から配布  
◎市外の幼稚園に通園している方

は、各園にお問い合わせください。申し込み 6月30日(月)までに「保育料等減免措置に関する調書」を幼稚園等に提出  
◎平成20年1月2日以降に所沢市へ転入された方は、前住所地の課税証明書等が必要となります。また、住民税の申告をしていない方は申請できません。

問い合わせ 教育総務課(☎2908-9232・FAX29098-9128)

## 児童手当

### 児童手当現況届

「現況届」とは、現在児童手当を受けている方の6月1日における現況をお届けいただき、引き続き手当を受ける要件を確認するための手続きです。該当する方には、6月上旬に案内を郵送します。6月以降引き続き手当を受ける要件がないと思われる方も含め、同封の届出用紙に記入のうえ、全員提出してください。

提出期限 6月30日(月)

## 乳幼児医療費助成制度

市内の医療機関で受診されたときは、乳幼児医療費受給者証と健康保険証を窓口で提示すると、一部負担金の窓口支払いがなくなります。ただし、一部負担金が1つの医療機関で1か月あたり21,000円以上の場合、窓口でいったん全額の支払いが必要です。医療費を支払ったときは、受診月の翌月以降に市へ医療費助成の申請をしてください。

対象 0歳～小学校就学前  
助成内容 保険診療による一部負担金ならびに入院時食事療養標準負担金



◎一部負担金の助成を受けるためには、あらかじめ登録が必要です。登録されていない方は、福祉総務課で乳幼児医療費受給者証の交付を受けてください。

登録に必要なもの ①健康保険証(乳幼児の氏名が記載されているもの) ②預金通帳またはキャッシュカード(健康保険証の代表者の名義で、ゆうちょ銀行以外のもの)

◎6月から、防衛医科大学校病院の通院分においても取り扱いができるようになりました。

申し込み・問い合わせ 市役所1階福祉総務課(☎2998-9113・FAX2998-1147)

◎現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなります。ご注意ください。

6月は児童手当の支払月です  
6月13日(金)は児童手当の支払日です。児童手当を受給されている方は、振込先口座を確認してください。また、6月13日(金)に児童手当支払通知書を発送します。

## 市税の夜間・休日納税窓口

とき ▼夜間:6月2日(月)、26日(木)、27日(金)、30日(月)、7月1日(火)いずれも午後5時～8時  
▼休日:6月29日(日)/午前8時30分～午後5時  
ところ 市役所2階収税課  
市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

問い合わせ 収税課(☎2998-9073・FAX2998-9406)

国民健康保険税の夜間納税窓口  
とき 6月25日(水)・27日(金)、30日(月)いずれも午後5時～8時  
ところ 市役所1階国民年金課  
問い合わせ 国民年金課(☎2908-9131・FAX2998-9061)

任意加入時の国民年金保険料の口座振替原則化  
60歳に到達された方で、年金の受給資格期間の足りない方や、満額まで年金額を増やしたい方は、国民年金に任意加入することができます。4月1日以降に任意加入の手続きをされる方の保険料の納付方法は、口座振替が原則となります。

ました。口座振替を希望する金融機関で「国民年金保険料口座振替納付申出書」に確認印をもらい、市役所1階国民年金課へ「国民年金保険料口座振替納付申出書」、年金手帳(第3号被保険者期間のある方は配偶者の年金手帳も必要)、認印をお持ちのうえ、手続きをしてください。

問い合わせ 国民年金課(☎2908-9095・FAX2998-9061)

6月30日(月)は  
■市民税・県民税(第1期)  
の納期限です

▶納期内納付にご協力ください。  
▶口座振替をご利用ください。  
▶ゆうちょ銀行・郵便局からも納付できます(納期限内に限る)。

肝炎ウイルス検診の申し込み  
対象 40～70歳で4～7月生まれの方。ただし、次の①から⑥のいずれかに該当する方は受診できません。

- ①平成14年度以降の基本健診で肝炎ウイルス検診を受けた方
- ②病院・保健所等ですでに肝炎ウイルス検診を受けた方
- ③すでに肝炎ウイルスの感染が明らかかな方
- ④肝機能異常等のために治療または定期的に肝機能検査を受けている方
- ⑤平成6年以前に血液製剤の使用を受けたことが明らかかな方

申し込み・問い合わせ 6月10日(火)(必着)まで、はがきに「肝炎ウイルス検診希望」と明記のうえ、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、年齢、電話番号を記入し、保健センター成人保健課(〒359-0025・上安松1224-1/☎2991-1811・FAX2995-1178)へ郵送

介護予防支援のための「基本チェックリスト」の送付  
昨年度まで基本健診と同時に実施してきました生活機能評価は、今年度から単独で実施することになりました。日常生活機能の状況を把握し、介護予防支援につなげるための「基本チェックリスト」を送付します。必要事項を記入のうえ、返信用封筒に入れて返送してください。

対象 介護認定を受けていない65歳以上の4・5月生まれの方(6月16日(月)発送)、6月生まれの方(7月16日(水)発送)

問い合わせ 保健センター成人保健課(☎2991-1811・FAX2995-1178)

ねたぎりの老人等介護者手当支給  
市内に住所を有する65歳以上のねたぎりの老人(介護保険の要介護認定を受け、要介護度4または5の状態が6か月以上継続)を常時介護している方に、介護負担を軽減する目的で、年1回1世帯につき3万円を支給します。申請は随時受け付けています。

◎詳細はお問い合わせください。  
問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

■次の事業者を廃止  
(有)増田パイプ工業所  
問い合わせ 水道部給水課(☎2921-1082・FAX2921-1094)

■次の工事を廃止  
(有)高橋設備(川越市喜多町3-6/☎049-222-1324)

■一般家庭のし尿くみ取り業務および手数料徴収業務の委託  
委託期間 平成20年4月1日～21年3月31日  
委託先業者 ▼加藤商事(株) (けやき台2-31-2/代表者・加藤一博) ▼株タカヤマ(南永井37-9/代表者・斎藤吉信) ▼所沢共栄商事(有)(上安松278/代表者・永井俊行) ▼(有)伊藤清掃(小手指町4-8-7/代表者・並木繁) ▼本橋清掃(林1-46/代表者・本橋晃)

◎仮設トイレ・事業所等のくみ取り業務は、従来どおり許可制です。  
問い合わせ 廃棄物対策課(☎2998-9146・FAX2998-9394)

水道メーターの交換  
市では、有効期限(8年間)が到来する水道メーターを新しいものに交換しています。作業は指定給水装置工事業者に委託して行います。該当する方には事前にはがき等にてお知らせします。屋外作業のため、留守でも実施することがあります。  
問い合わせ 水道部営業課(☎2921-1080・FAX2921-1093)

■次の事業者を指定  
(有)高橋設備(川越市喜多町3-6/☎049-222-1324)